

奈良国立大学機構 奈良教育大学オープンアクセス方針 解説

奈良国立大学機構奈良教育大学オープンアクセス方針（以下「OA 方針」という）の実施に必要な事項を解説します。

（趣旨）

1. 奈良教育大学（以下「本学」という）は、国立大学法人奈良国立大学機構のミッションに基づき、本学の教育・研究活動を通じて生み出された知的成果を広く公開し社会に還元することにより、教育・研究の発展に資することを目的として、オープンアクセス^①に関する方針を以下のように定める。

【解説】

- ① オープンアクセスとは、学術論文等をインターネット上に無料で公開し、誰もが制限なくアクセスして利用できるようにすることです。

（研究成果の公開）^②

2. 本学は、本学に所属する教職員^③（以下「教職員」という）が、出版社、学協会、奈良国立大学機構内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果^④（以下「研究成果」という）を、「奈良教育大学学術リポジトリ」（以下「リポジトリ」という）によって公開^⑤する。ただし、次の各号に掲げる方法で公開されている場合は、その限りではない。また、研究成果の著作権は、本学には移転しない。
 - (1) オープンアクセスジャーナルへの掲載^⑥
 - (2) 論文のオープンアクセス・オプション選択による、出版社ウェブサイトへの掲載^⑦
 - (3) 外部の機関が設置する外部リポジトリ等への登録^⑧

【解説】

- ② 研究成果には、原則として公開義務が課されます。外部資金等による研究成果で、研究資金助成団体等が研究成果の公開について条件を課している場合は、その条件に沿って公開します。
- ③ 対象者は、本学に所属する常勤の教職員（教授、准教授、専任講師、助教、助手）です。特任教員、研究員、名誉教授、大学院生、学部学生が、本学の教育・研究活動を通じて作成した研究成果についても、本学のリポジトリに研究成果を登録し、オープンアクセスで公開することができます。
- ④ 対象となる研究成果は、学術雑誌掲載論文およびその根拠となる研究データ等としま

す。図書は対象外です。

研究データは研究成果の根拠となるエビデンスです。研究中等の理由で非公開の場合は、OA方針ではなく、「研究データの管理、利活用に関するポリシー」に基づき管理され、公開の可否が判断されます。公開決定後は、OA方針に基づき取り扱われます。

- ⑤ 本学のリポジトリでの公開は、いわゆる「グリーンOA」と呼ばれます。セルフアーカイブによる無料での公開です。公開は、図書館もしくは教職員の依頼に応じて行うことを想定しています。
- ⑥ APC (Article Processing Charge : 論文出版費用) を支払って、研究成果をオープンアクセスにする「ゴールドOA」のうち、フルオープンアクセスジャーナルで公開するケースです。研究成果は、当該ジャーナルのウェブサイトに掲載されます。リポジトリでの公開は求められませんが、リポジトリに研究成果の情報と、本文ファイルへのリンクが掲載される予定です。
- ⑦ 「ゴールドOA」の一つで、論文の出版にあたり「OAオプション」を選択し、研究成果をオープンアクセスにして、ジャーナルのウェブサイトに掲載するケースです。
 - (1) は、公表媒体がフルオープンアクセスジャーナルであるのに対し、(2) はハイブリッドジャーナル（1つのジャーナルにオープンアクセス論文と購読しないと読めない論文が混載）である点が異なります。
- ⑧ 例えば、以下のようなケースが想定されます。
 - ・研究成果が他大学で刊行された紀要で公表され、その紀要が当該大学等のリポジトリで公開される場合。
 - ・学会や当該学問分野等のセルフアーカイブウェブサイト（例：arxiv.org）に研究成果を公開する場合。

（公開の免除・猶予）

3. 著作権等の理由^⑨で公開が不適切であるとの申し出が教職員からあった場合、本学は当該研究成果について本方針の適用を免除し、又は公開を猶予する^⑩ことができる。

【解説】

- ⑨ 研究成果の著作権の所在や公開の可否は、原則として執筆者が確認します。不明点がある場合は、図書館が支援します。
- ⑩ 研究成果の著作権を出版社に譲渡しており著者最終稿を含むあらゆる版の公開が許

諾されない、共著者が研究成果の無償公開を希望しない、研究成果に個人情報等に関する内容が含まれ公開が不適切であるなど、研究成果の公開が困難な場合は、個々の事情に応じて研究成果を公開しない等の対応が採用されます。ただし、本学では、前項において本学のリポジトリ（グリーン OA）に加えて、出版社や学会のウェブサイト（ゴールド OA）等での公開も OA 方針に沿った公開であると位置づけており、可能な限り何れかの方法での公開が推奨されます。

(適用の不適切)

4. 本方針施行以前に公表された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない^⑪。

【解説】

- ⑪ OA 方針の適用範囲は、OA 方針施行以降に公表された研究成果です。施行後新たに雇用された教職員については、雇用日以降に公表された研究成果が対象とされます。ただし、前任機関の規程や研究資金助成団体の助成条件等により、前任機関のリポジトリ等で公開が求められる場合は、本方針が適用されません。なお、OA 方針施行以前に公表された研究成果についても、本方針に沿って公開することが可能です。

(リポジトリへの登録・公開等)

5. リポジトリへの登録、公開、公開後のデータ利用等に関する事項は、「奈良教育大学学術リポジトリの運用に関する要項^⑫」に基づき取り扱う。

【解説】

- ⑫ 別紙をご参照ください。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める^⑬。

【解説】

- ⑬ OA 方針の実施に際し、必要に応じて、学内関連部署や出版者等との協議・調整が行われます。

○奈良教育大学学術リポジトリの運用に関する要項

(平成 18 年 10 月 19 日規則第 92 号)

改正 平成 23 年 3 月 24 日規則第 22 号 平成 26 年 3 月 20 日規則第 15 号

令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等 令和 6 年 1 月 31 日教育大要項等

第 1 趣旨

奈良教育大学図書館(以下「図書館」という。)において運用する奈良教育大学学術リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)に関する事項は、この要項の定めるところによる。

第 2 定義

この要項において「リポジトリ」とは、奈良教育大学(以下「本学」という。)の職員及び学生が作成に関わった教育・研究成果を収集・登録・蓄積し、学内外に広く公開して社会に還元することにより、教育・研究の発展に資するためのシステムをいう。

第 3 登録者

リポジトリに教育・研究成果を登録することができる者(以下「登録者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍し、又は在籍したことのある職員及び学生
- (2) (1)に掲げる者を構成員に含む団体
- (3) その他本学図書館長が特に認めた者

第 4 教育・研究成果の公開要件

リポジトリにより公開することができる教育・研究成果は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 登録者が、本学在籍中に、単独又は他の者と共同で作成した教育・研究成果であること。
- (2) 次に掲げる事項について、法令上及び本学内諸規程並びに社会通念上問題が生じないものであること。
 - ア 名誉、プライバシー等の人権に関する事項
 - イ 情報セキュリティに関する事項
 - ウ 守秘義務に関する事項
- (3) その他公開することについて問題が生じないものであること。

第 5 登録の申請

リポジトリに教育・研究成果を登録することを希望する者は、図書館に登録の申請を行うものとする。

第 6 申請された教育・研究成果の利用

- 1 図書館は、以下の方法により、リポジトリに登録された教育・研究成果を恒久的に利用することができる。
 - (1) 当該教育・研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
 - (2) ネットワークを通じて(1)の複製物を無償で公開する。
 - (3) 複製物の保全及び利用のために必要な複製・媒体変換を行う。

- (4) 学内外で公開されている他のデータベースと相互の連携を図るため、メタデータ及びリンク情報を提供することがある。
- 2 図書館は、リポジトリに登録された教育・研究成果の利用については、以下のことを遵守する。
- (1) 前項に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
- (2) ネットワークを通じて教育・研究成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう次の内容を周知する。
- ・教育・研究成果の利用にあたっては、原則として著作権者に許諾を得なければならないが、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める権利制限規定の範囲内の利用については、著作権者に許諾を得る必要はない。

第7 教育・研究成果の著作権と利用許諾

- 1 登録者は、リポジトリに登録しようとする教育・研究成果について、第6第1項に掲げる教育・研究成果の利用について、図書館に許諾するものとする。
- 2 登録者は、登録者以外に当該教育・研究成果の著作権を有する者(共著者等)が存在する場合、第6第1項に規定する利用を許諾することについて、予め同意を得ておくものとする。
- 3 登録者は、当該教育・研究成果に第三者の権利が関わる場合、第6第1項に規定する利用について、関係者の許諾を得ておくものとする。
- 4 教育・研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は図書館に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

第8 登録された教育・研究成果の抹消・非公開化

図書館は、以下の場合に、リポジトリに登録された教育・研究成果の登録を抹消又は非公開とすることができます。

- (1) 登録者が、理由を付して登録抹消又は非公開の申請を行った場合
- (2) 本学図書館長が公開を不適当と判断し、抹消又は非公開とすることを決定した場合

第9 雜則

この要項に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書館長が定める。

附 則

この要項は、平成18年10月19日から施行する。

附 則(平成23年3月24日規則第22号)

この要項は、平成23年3月24日から施行する。

附 則(平成26年3月20日規則第15号)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日教育大要項等)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月31日教育大要項等)

この要項は、令和6年1月31日から施行する。